

市第137号議案 横浜市手数料条例の一部改正について（建築局分）

1 趣旨

省エネ基準に適合した住宅の普及を促進するため、建築物省エネ法^{※1}及び低炭素法^{※2}に基づく認定基準が改正され、省エネ性能を評価する簡易な方法が新たに追加されました。

この簡易な方法を用いた認定申請等に対応するため、手数料条例を改正し、新たな手数料額を設定します。

※1: 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
※2: 都市の低炭素化の促進に関する法律

2 条例改正の概要

(1) 共同住宅の共用部分の技術的審査を省略した評価方法を用いた場合の認定申請手数料

ア 概要

これまで、共同住宅は住戸部分と共用部分をあわせて評価していました（図1）。

今回の基準改正により、共同住宅の共用部分の技術的審査を省略した評価方法が新たに追加されました（図2）。

この評価方法は「建築物省エネ法に基づく性能向上計画認定^{※3}（第30条）（以下、計画認定）及び基準適合認定^{※4}（第36条）」並びに「低炭素法に基づく低炭素建築物の認定^{※5}」の際に用います。

イ 認定申請手数料 【別紙 表1、表2、表3】

共用部分の技術的審査を省略した評価方法を用いた場合は、技術的審査料を除いた手数料を床面積の区分に応じて設定します。

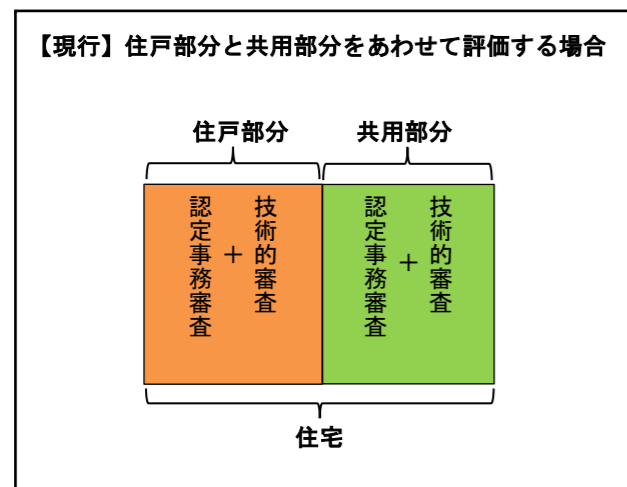


図1

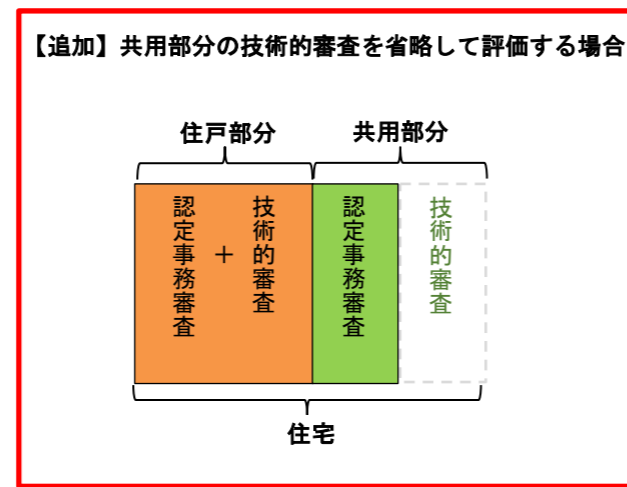


図2

※3: 建築物省エネ法第30条に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定
※4: 建築物省エネ法第36条に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定
※5: 低炭素法第53条に基づく低炭素建築物新築等計画の認定

(2) 住宅をモデル化して評価する簡易な方法を用いた場合の認定申請手数料

ア 概要

これまで、詳細に計算する評価方法と、住戸部分の外壁や設備の仕様によって評価する簡易な方法の2種類がありました。基準改正により、住宅（住戸部分及び共用部分）の形状を単純化（モデル化）して評価する方法が新たに追加されました。この評価方法は「建築物省エネ法に基づく基準適合認定（第36条）」の際に用います。

イ 認定申請手数料 【別紙 表2】

住宅をモデル化して評価する方法は、詳細に計算する評価方法に比べ、技術的審査にかかる所要時間が短くなるため、技術的審査料を減額した手数料を床面積又は住戸数の区分に応じて設定します。

(3) 建築物（非住宅）が事前に技術的審査を受けている場合の省エネ適合性判定^{※6}手数料

ア 概要

一定規模以上の建築物（非住宅）は省エネ適合性判定が必要となっています（図3）。

建築物省エネ法の改正により、省エネ適合性判定を受ける建築物に、事前に技術的審査を受けている場合が新たに生じることとなりました（図4）。

イ 判定手数料 【別紙 表4】

事前に技術的審査を受けている場合は、省エネ適合性判定の際に、改めて技術的審査を行う必要がないため、技術的審査料を除いた手数料を床面積の区分に応じて設定します。

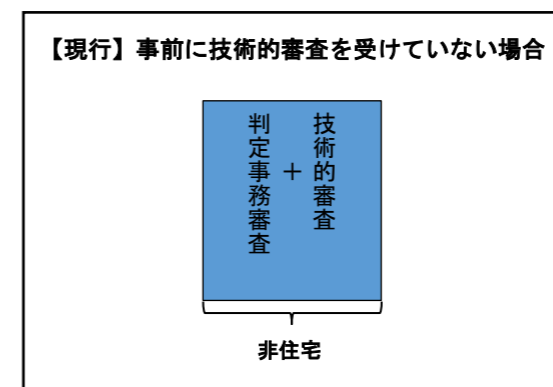


図3

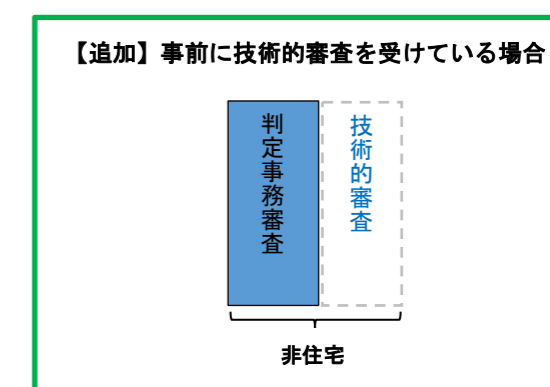


図4

※6: 建築物省エネ法第12条に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定

(4) その他所要の改正

条項ずれ等の所要の改正を行います。

3 施行日

公布の日

【表 1】建築物省エネ法に基づく性能向上計画認定（第 30 条）申請手数料

： 2（1）の改正部分

単位：円

	戸数の区分	評価機関の審査を受けた場合 (本市の技術的審査なし)	評価機関の審査を受けていない場合 (本市が技術的審査を行う)		
			【共用部分の技術的審査を省略して評価】 (技術的審査なし)	【住戸部分と共用部分をあわせて評価】 (技術的審査あり)	
共同住宅	住戸部分	1戸	4,900	34,000	
		2-5戸	9,600	69,000	
		6-10戸	16,000	97,000	
		11-25戸	27,000	140,000	
		26-50戸	45,000	200,000	
		51-100戸	81,000	280,000	
		101-200戸	130,000	380,000	
		201-300戸	160,000	500,000	
		301戸-	170,000	590,000	
共同住宅	共用部分	床面積の区分 (本市の技術的審査なし)	-300㎡	9,600	110,000
			300-2,000㎡	27,000	180,000
			2,000-5,000㎡	81,000	280,000
			5,000-10,000㎡	130,000	360,000
			10,000-25,000㎡	160,000	430,000
			25,000㎡-	200,000	500,000

※ 変更認定申請の場合は上記金額の半額（100円未満は切り捨て）

【表 2】建築物省エネ法に基づく基準適合認定（第 36 条）申請手数料

： 2（1）の改正部分

： 2（2）の改正部分

単位：円

	戸数の区分	評価機関の審査を受けた場合 (本市の技術的審査なし) ※	評価機関の審査を受けていない場合 (本市が技術的審査を行う)			
			【詳細に計算する評価方法】	【簡易な評価方法】		
				仕様で評価	モデル化して評価	
戸建住宅	1戸 -200㎡	0	29,000	12,000	12,000	
	1戸 200㎡-	0	34,000	14,000	14,000	
共同住宅	住戸部分	1戸	0	29,000	12,000	12,000
		2-5戸	0	60,000	24,000	24,000
		6-10戸	0	80,000	32,000	32,000
		11-25戸	0	110,000	44,000	44,000
		26-50戸	0	150,000	62,000	62,000
		51-100戸	0	200,000	79,000	79,000
		101-200戸	0	250,000	98,000	98,000
		201-300戸	0	330,000	130,000	130,000
		301戸-	0	410,000	170,000	170,000
共同住宅	共用部分	床面積の区分 (本市の技術的審査なし) ※	評価機関の審査を受けていない場合			
			【共用部分の技術的審査を省略して評価】 (技術的審査なし) ※	【住戸部分と共用部分をあわせて評価】 (技術的審査あり)		
				【詳細に計算する評価方法】	【簡易な評価方法】 モデル化して評価	
			-300㎡	0	100,000	41,000
			300-2,000㎡	0	160,000	62,000
			2,000-5,000㎡	0	200,000	81,000
			5,000-10,000㎡	0	230,000	93,000
10,000-25,000㎡	0	270,000	110,000			
25,000㎡-	0	300,000	120,000			

※ 省エネ基準適合認定を受けた建築物は、省エネ基準への適合に関するPRに寄与することから、本市では省エネ基準適合建築物の普及促進を目的に当該認定事務手数料を無料としています。

【表3】低炭素法に基づく低炭素建築物の認定申請手数料

：2（1）の改正部分

単位：円

	戸数の区分	評価機関の審査を受けた場合 (本市の技術的審査なし)		評価機関の審査を受けていない場合 (本市が技術的審査を行う)	
		共同住宅	1戸	4,900	
2-5戸	9,600			69,000	
6-10戸	16,000			97,000	
11-25戸	27,000			140,000	
26-50戸	45,000			200,000	
51-100戸	81,000			280,000	
101-200戸	130,000			380,000	
201-300戸	160,000			500,000	
301戸-	170,000			590,000	
	床面積の区分	評価機関の審査を受けた場合 (本市の技術的審査なし)		評価機関の審査を受けていない場合	
		共同住宅			【共用部分の技術的審査を省略して評価】 (技術的審査なし)
-300㎡	9,600		9,600	110,000	
300-2,000㎡	27,000		27,000	180,000	
2,000-5,000㎡	81,000		81,000	280,000	
5,000-10,000㎡	130,000		130,000	360,000	
10,000-25,000㎡	160,000		160,000	430,000	
25,000㎡-	200,000	200,000	500,000		
	床面積の区分	評価機関の審査を受けた場合 (本市の技術的審査なし)		評価機関の審査を受けていない場合	
		共用部分			【共用部分の技術的審査を省略して評価】 (技術的審査なし)
-300㎡	9,600		9,600	110,000	
300-2,000㎡	27,000		27,000	180,000	
2,000-5,000㎡	81,000		81,000	280,000	
5,000-10,000㎡	130,000		130,000	360,000	
10,000-25,000㎡	160,000		160,000	430,000	
25,000㎡-	200,000	200,000	500,000		

※ 変更認定申請の場合は上記金額の半額（100円未満は切り捨て）

【表4】建築物省エネ法に基づく省エネ適合性判定手数料

：2（3）の改正部分

単位：円

	床面積の区分	事前に技術的審査を受けている場合 (判定時に技術的審査なし)	事前に技術的審査を受けていない場合 (判定時に技術的審査を行う)			
			【詳細に計算する評価方法】		【簡易な評価方法】 モデル化して評価	
			工場等以外	工場等	工場等以外	工場等
非住宅	2,000-5,000㎡	81,000	530,000	100,000	240,000	95,000
	5,000-10,000㎡	130,000	650,000	150,000	310,000	140,000
	10,000-25,000㎡	160,000	770,000	190,000	370,000	180,000
	25,000㎡-	200,000	870,000	230,000	440,000	220,000